第 | 8 回原子力委員会 資料第 | - 2 号

2012.5.15 一般社団法人 日本原子力学会

日本原子力学会福島特別プロジェクト

1. はじめに

日本原子力学会では、理事会直結の組織として「福島特別プロジェクト(仮称)」を 創設する。このプロジェクトは、東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故による 原子力災害の修復に、福島のため現地の視点に立って学会の総力を結集して臨むものと する。

すなわち本プロジェクトは、地元にとって切実かつ喫緊の課題であるオフサイトの除 染作業のサポートや放射線影響に関する分析・助言など現地における活動を中心としつ つ、事故炉に関するオンサイトの中長期対策などについて、関連する部会、専門委員会 等の学術的な知見も最大限に活用し地元に取り有益な情報を分かりやすく発信するなど、 地元に役に立つ活動を幅広く実施することを目指したものである。

2. 主な業務

福島県の住民のため、現地において除染等の技術支援を中心とした活動を行う。併せて、地元において関心があると考えられるプラントの状況に関する情報等を分かり易く説明するため、以下の業務を行う。

なお、今後、福島県や住民の方々のニーズと具体的な活動の進展を踏まえ、柔軟に活動内容等を見直しつつ活動の範囲を広げていくこととしている。

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の事故によるオフサイト並びにオンサイトの修復 に関する技術課題の分析、評価を行い、必要に応じて、環境省や福島県が行う環境 修復及び政府・東京電力が進める中長期対策に対して提言を行う。また、引き続き、 関係機関が行う環境修復のための現地試験への立ち会いなど現場での支援を行う。
- ② 放射線のモニタリング結果やクリーンアップ技術などに関する技術評価を行うとともに、放射線の健康影響も含め、一般向けに解説、報告を行う。その結果を住民説明用の資料などの形でとりまとめる。

③ シンポジウムの開催

上記の活動に基づき、福島県民ならびにその他の地域の住民に向けて環境修復や放射線に対する分かりやすい情報発信を行い、正確な事実・知識の普及、理解の促進を図る。このため環境省、福島県、関係市町村、その他関係機関と協力してシンポジウ

ムや対話集会などを開催する。

- ④ 福島県・環境省の「除染情報プラザ」を積極的に活用した除染促進活動
 - i) 除染情報プラザの機能向上、利用促進のための助言
 - ・除染情報プラザの機能向上を図るため、除染プラザ運営機関に対して除染技術、放射線影響などに関する原子力学会の知見を提供するなど、助言を行う。
 - ・地元の方の積極的な利用促進を図るため、広報活動を支援する。
- ii) 除染情報プラザ業務への支援
 - ・各種除染情報の収集とマッチング作業の実践
 - ・放射線の健康影響、除染の方法、仮置や中間貯蔵等について、住民からの質問な どに対応する専門家を派遣する。
- iii)ミニ講習会等の開催
 - ・除染情報プラザにおいて行われるミニ講習会について、テーマ設定の提案や講師 派遣などの支援を行う。
 - ・学会の専門家が講師となり、現地を巡回するミニ講習会を開催する。
- ⑤ 除染講習会のアドバイザーとしての業務
 - ・除染講習会用のテキストの作成
 - ・除染ボランティアおよび指導員の教育

3. 体制

福島特別プロジェクトは原子力学会理事会に直結する組織とし、代表、副代表、幹事および顧問を置く。

これまで現地において積極的な活動を行ってきた放射線影響分科会、クリーンアップ 分科会を中心として、関連する部会、専門委員会支部等と連携した体制とし、地元ニーズ や具体的な活動の進展を踏まえ、柔軟に体制を組み替えながらプロジェクトの円滑な推進 を図るものとする。

以上